

- ・グリーン投資減税の対象となる太陽光・風力発電設備について、**基本情報**を示したものです。詳細はグリーン投資減税のホームページをご確認下さい。
- ・また**個別ケースにより税制の適用の可否は異なります**ので、設備投資計画をご検討の際には、**事前に税務署にお尋ね下さい**。

対象設備

- ・太陽光発電設備・・・固定価格買取制度の設備認定を受けた10kW以上の設備
- ・風力発電設備・・・固定価格買取制度の設備認定を受けた1万kW以上の設備

※固定価格買取制度の認定の詳細は、以下の「なっとく再生可能エネルギー」Webページをご確認下さい。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html

対象者と制度概要

- ・対象者・・・青色申告書を提出する個人及び法人が、対象設備を取得し、かつ**1年以内に事業の用に供した**場合
- ・制度概要・・・以下の**いずれか一つ**の税制優遇措置を選択できます。
 - ①普通償却に加えて取得価額の30%相当額の特別償却
 - ②**風力発電設備に限り**、即時償却(100%償却、全額償却)
→太陽光の即時償却は27年3月末取得分までで適用終了。
 - ③中小企業者等に限り、取得価額の7%相当額の税額控除

申請方法

確定申告書の該当する明細書等(税務署から入手下さい)に必要な事項を記入し、法人税・所得税の申告時に税務署に提出してください。その際に、**固定価格買取制度の申請書の写し**及び**経済産業大臣が認定をした旨を証する書類(認定書)の写し**を添付してください。

グリーン投資減税

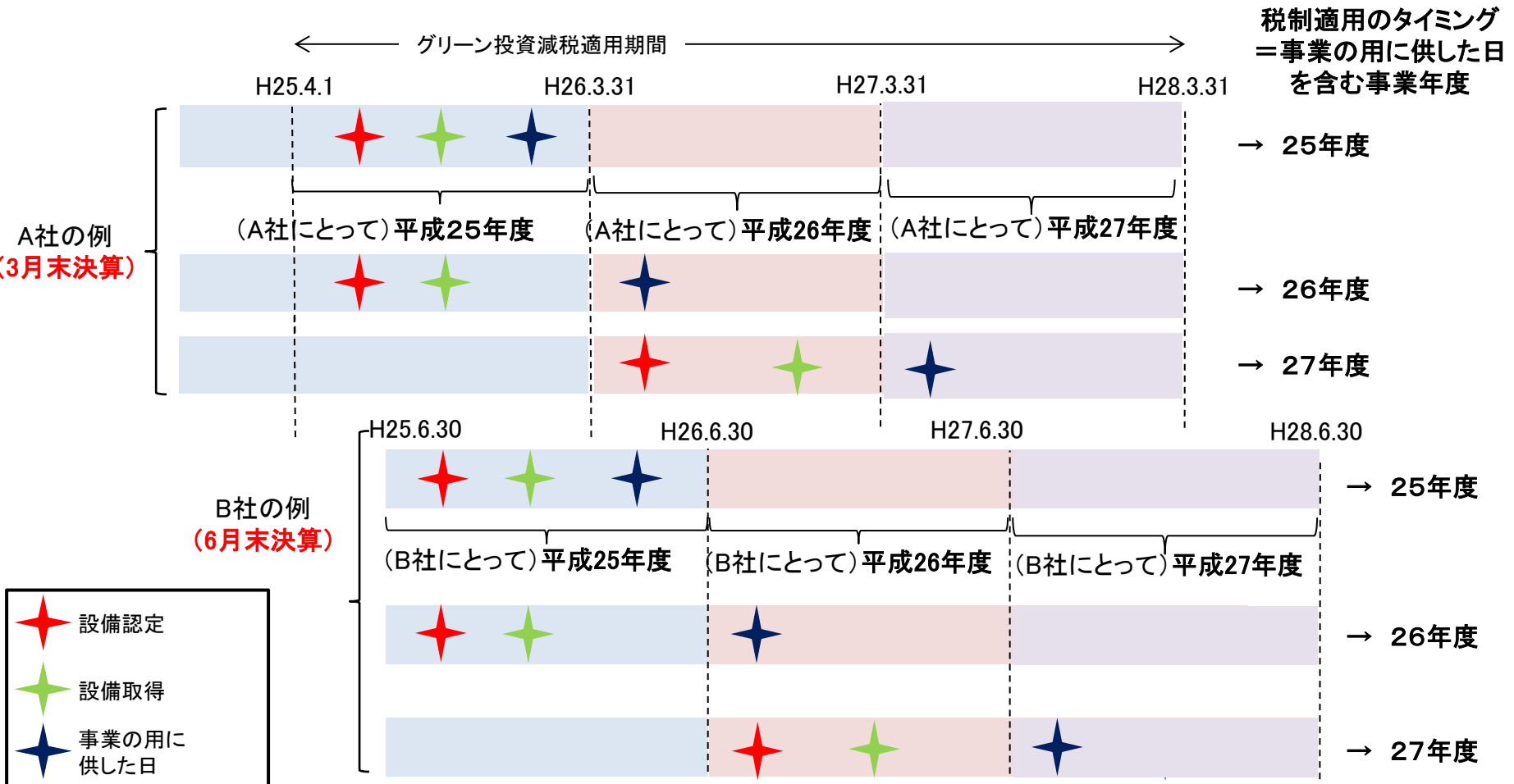
<適用の考え方>

・グリーン投資減税は、対象設備を取得等した日から1年以内に事業の用に供した場合、**事業の用に供した日を含む事業年度において**、適用が受けられることとなっております。減税が適用できる**取得等の期限は平成28年3月31日(太陽光の即時償却は平成27年3月31日まで、風力の即時償却は平成28年3月31日まで)**です。

○個人事業者の場合・・・該当年度の所得税の確定申告時に申告

○法人の場合・・・該当年度の法人税の確定申告時に申告

(法人の決算と税制適用の関係については、下図をご参照下さい)



※なお、平成25年4月1日以降に、国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等した設備は本税制の対象外となります。

No.	質問	答え
1	<p>・「電気事業の用に供した場合は対象とならない」とは、どういうことか？</p>	<p>電気事業とは、電気事業法第2条第1項第9号に規定される「一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業及び特定規模電気事業」を指します。 <u>通常、固定価格買取制度の認定を受けて電気事業者(例:東電、関電等)に売電される場合は上記事業には該当しません</u>が、小売り自由化への新規参入を検討している等、該当の可能性がある場合は電気事業法をご確認下さい。</p>
2	<p>・不動産賃貸業を営む個人事業者が、所有する賃貸アパート等に太陽光発電設備を設置した場合、本税制を利用することができるか？</p>	<p>国税庁ホームページには、「グリーン投資減税(個人事業者の場合)は、<u>事業所得の金額又は事業所得の金額に係る所得税額の計算における特例</u>です。そのため、不動産所得を生ずべき資産である賃貸アパートに太陽光発電設備を設置し、その業務(事業)の用に供している場合には、これらの特例の適用を受けることはできません。」と記載されています。詳細は税務署にご相談下さい。</p> <p>◆参考: 国税庁HP http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeihokaishaku/shitsugi/shotoku/02/46.htm</p>
3	<p>・太陽光発電設備の耐用年数は？</p>	<p>国税庁ホームページによれば、太陽光発電設備の耐用年数は、「耐用年数省令別表第二の「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」の「その他の設備」の「主として金属製のもの」に該当し、<u>17年</u>となります。ただし、その電気を用いて他の製品を製造する場合などは耐用年数が異なる場合もございますので、税務署にお問い合わせ下さい。</p> <p>◆参考: 国税庁HP http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shotoku/02/44.htm</p>

No.	質問	答え
4	<p>・税務署への申告の際に、「固定価格買取制度の申請書の写し」と、「経済産業大臣が認定をした旨を証する書類(認定書)の写し」を添付することとなっているが、どのような書類か？</p>	<p>【固定価格買取制度の申請書】 再生可能エネルギー発電設備認定申請書 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の規定により、再生可能エネルギー発電設備の認定を受けたいので、次のとおり申請します。」と記載してあるもの。</p> <p>【固定価格買取制度の認定書】 再生可能エネルギー発電設備の認定について(通知) 「～電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第6条第2項の規定に基づき、～再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定～」と記載してあるもの。 (※新旧バージョンや紙申請・電子申請で若干文言の違いがございます)</p>
その他		<p>以下の内容については、全てグリーン投資減税ホームページの「FAQ」に記載されておりますので、そちらをご確認下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得価額に含まれるのは？ ・税額控除の対象となる「中小企業者等」とは？ ・「事業の用に供する」とは？ ・リース、貸付設備、中古設備は対象となるか？ ・補助金や他の租税特別措置との併用は？

※税務署の書類(明細書等)の内容については、税務署にお問い合わせ下さい。
また一般的な税務・会計上の知識(例えば償却とは何か等)についての質問には対応致しかねますのでご了承下さい。